

**鳥取県告示第311号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年5月14日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子環状線	米子市葭津字作兵衛川北葭津境 1601-1 地先から同市葭津字境目 17-2 地先まで	平成 22 年 5 月 14 日